

議案第 140 号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部改正について

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例（令和 3 年伊賀市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 災害からライフラインを守る事前伐採事業 台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木を事前に伐採する事業をいう。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(4) 災害からライフラインを守る事前伐採事業

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 前条第 4 号に掲げる事業に係る分担金の納付義務者は、当該事業によって利益を受ける者で電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 9 号に規定する一般送配電事業者とする。

別表に次のように加える。

災害からライフラインを守る事前伐採事業	事業に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額
---------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。